**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府和泉市大野町七六番地一、最後の住所大阪府和泉市大野町七六番地

被相続人　亡　北林　正平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　高瀬久美子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍徳島県阿波市阿波町勝命北二八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　細井　弘二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

徳島県徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　小笠原哲二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県鳥栖市大正町八二〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西山　芳太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

佐賀県佐賀市鬼丸町七番二号

相続財産管理人　司法書士　嘉村　幸彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県諫早市白岩町五番地二七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

長崎県諫早市幸町二番一八号コーポまつもと一〇三号　相続財産管理人　平松　善紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県上益城郡御船町大字木倉六五九八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北永　久壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

事務所熊本市東区月出一丁目七番四六号一Ｆ

相続財産管理人　司法書士　北田　晋哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本市東区新外一丁目二六九四番地五八、最後の住所熊本県上益城郡益城町大字古閑五一番地六五　被相続人　亡　古閑　美知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

熊本市中央区新屋敷一丁目一四番二六号森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　德和

**公示送達**

帯広圏都市計画事業帯広市稲田川西土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第一項の規定による清算金通知書については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　帯広市東二条南一四丁目四番地

氏名　北十建工株式会社

二　通知の内容

既に換地処分した帯広圏都市計画事業帯広市稲田川西土地区画整理事業に係る清算金について、土地区画整理法第百十一条の規定により相殺した後の清算金は、次のとおり決定したので通知します。

| | |
|---|---|
| 徴収清算金 | ○円 |
| 交付清算金 | 一一七七、八九〇円 |
| （うち供託 | 一一七七、八九〇円） |
| 相殺後清算金額 | 交付　○円 |

（教示）

一　この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、採決があったことを知った日）から六箇月以内に帯広市稲田下川西土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

三　掲示場所

一、北海道帯広市西二条南三四丁目二三番地帯広市稲田下川西土地区画整理組合掲示場

二、北海道帯広市清流西三丁目一六番地一三地区内現地掲示場

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年６月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①吉見旅行社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－531号　④大畑照子　埼玉県比企郡吉見町万光寺125　⑤主たる営業所　埼玉県比企郡吉見町万光寺125　⑥平成２年３月31日　⑧平成25年２月13日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県比企郡吉見町万光寺125　大畑照子

平成二十五年六月二十一日

北海道帯広市西二条南三四丁目二三番地

帯広市稲田下川西土地区画整理組合

理事長　増田　博

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年五月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月二十一日

沖縄県国頭郡今帰仁村字天底三九五番地

合名会社北進運送

代表社員　運天　康詞